

ダイジェスト版

第5次横須賀市男女共同参画プラン 2018年度～2021年度



平成30年(2018年)3月
横須賀市

第5次横須賀市男女共同参画プラン

横須賀市では、誰もが性別にかかわらず個人として尊重され、あらゆる分野における活動に男女が協力し、互いに個性と能力を発揮し、その利益を享受できる社会を実現することを目的として、平成13年12月に男女共同参画推進条例（以下「条例」）を制定しました。「第5次横須賀市男女共同参画プラン（以下「第5次プラン」）」は、条例に基づいて、男女共同参画に関する施策を推進するための基本計画です。

第5次プランでは、条例に掲げる基本理念の実現に向けた施策を体系化して取り組めます。



計画期間 2018年度～2021年度の4年間

基本理念（条例第3条要約）

(1) 誰もが個人として尊重され、暴力や不利益な扱いを受けることなく、自由に生き方を選択できる。

(2) 誰もがあらゆる分野の方針決定に参画する機会が確保される。

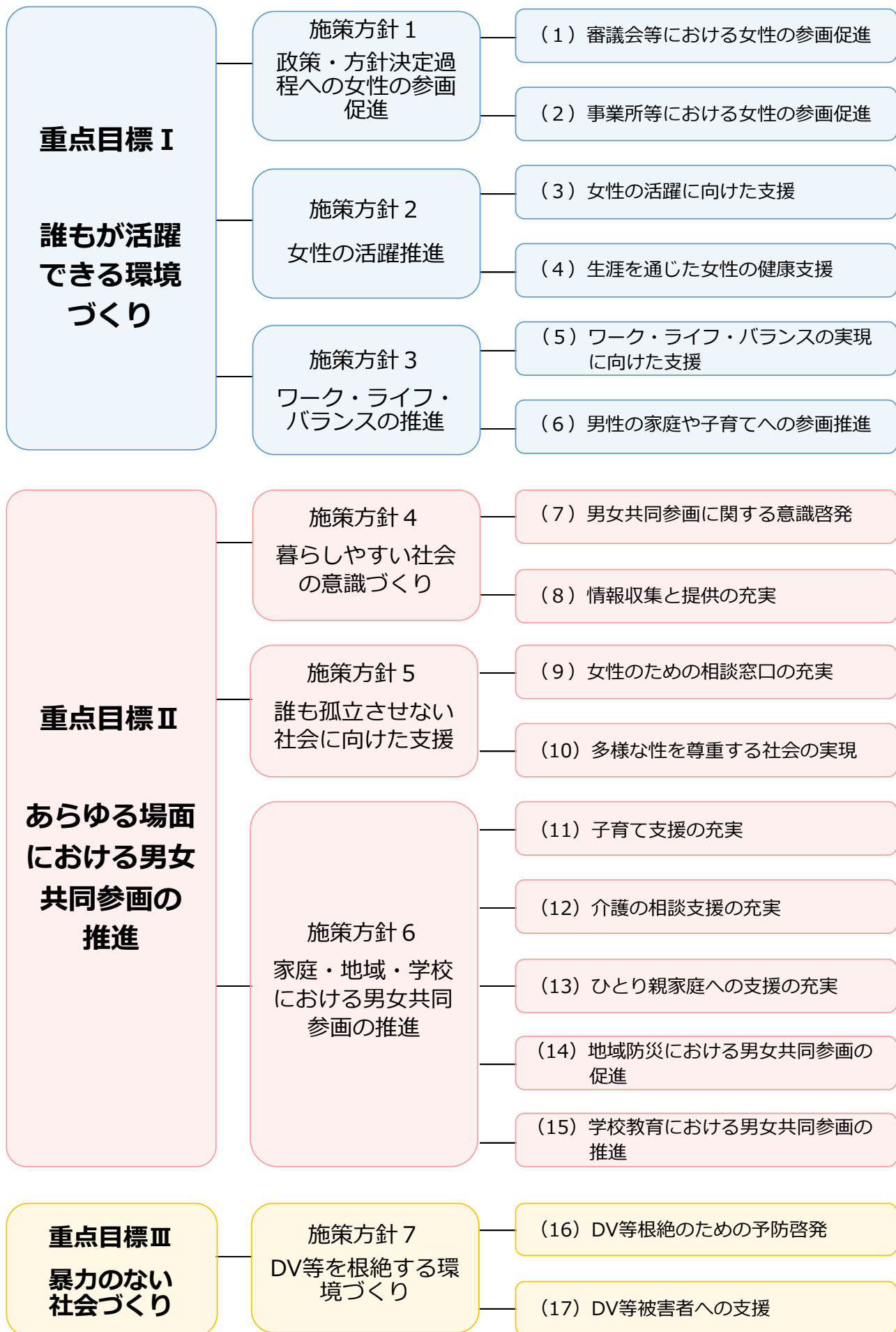
(3) 性別による固定的な役割分担をなくすように努力する。

(4) 男女が協力し、社会の支援のもと、家庭における責任や役割を対等に果たす。

位置付け

- (1) 男女共同参画社会基本法に基づき制定された条例の第9条に基づく市の基本的な計画です。
- (2) 重点目標Ⅰ「誰もが活躍できる環境づくり」は、女性活躍推進法第6条に基づく本市の推進計画として位置付けます。
- (3) 重点目標Ⅲ「暴力のない社会づくり」は、DV防止法第2条の3第3項に基づく本市の基本的な計画として位置付けます。

プランの体系図



重点目標Ⅰ 誰もが活躍できる環境づくり

施策方針1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

審議会等や事業所における女性の参画を促進し、政策や方針決定過程への女性の参画を拡大することにより、誰もが活躍できるまちの実現を目指します。

主要施策（1） 審議会等における女性の参画促進

- 01 審議会等への積極的な女性の参画促進
- 02 審議会等における実態調査の実施

主要施策（2） 事業所等における女性の参画促進

- 03 事業所等における男女共同参画の推進
- 04 市の実施事業への配慮



指 標	現状値（2016年度）	目標値（2020年度）
市の審議会等における女性委員の割合	27.5%	40%
町内会・自治会における女性役員の割合	30.3%	50%
市役所における女性管理職（課長級以上）の割合	7.7%	15%

施策方針2 女性の活躍推進

女性が意欲をもって継続して就業できるよう、また離職した人が自分のライフスタイルに合わせた就業ができるよう、起業や再就職に関するセミナー等の情報提供、女性のための相談窓口の充実など、女性が活躍しやすい環境づくりを推進します。

主要施策（3） 女性の活躍に向けた支援

- 05 起業を目指す女性への支援
- 06 就業・再就職・キャリアアップを目指す女性への支援
- 07 市役所における女性の活躍に関する取り組み

主要施策（4） 生涯を通じた女性の健康支援

- 08 女性のための健康相談の充実
- 09 女性特有のがん検診の普及啓発



指 標	現状値（2016年度）	目標値（2020年度）
女性の現在の働き方として「ずっと働きたい」と回答する人の割合	45.2%	70%

施策方針3 ワーク・ライフ・バランスの推進

誰もが充実した生活を送るためには、仕事と家庭生活、地域活動等とのバランスをとりながら、個人の生活状況に応じたライフスタイルを選択できることが重要です。ワーク・ライフ・バランスを実現していくことができるよう意識啓発と情報提供に努めていきます。

主要施策（5） ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援

- 10 ワーク・ライフ・バランスに関する啓発
- 11 市役所におけるワーク・ライフ・バランスに関する取り組み

主要施策（6） 男性の家庭や子育てへの参画推進

- 12 男性を対象とした講座等の開催
- 13 父親を対象とした子育ての情報提供

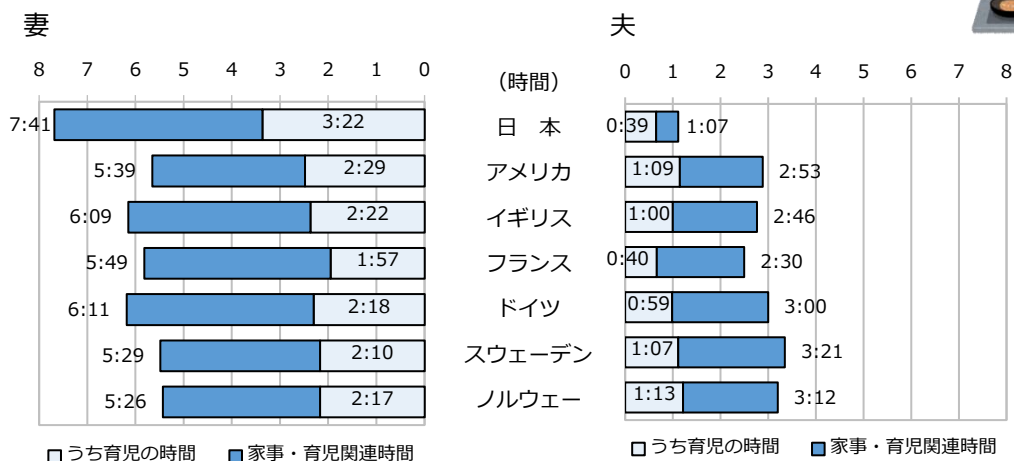


指 標	現状値（2016 年度）	目標値（2020 年度）
ワーク・ライフ・バランスの実現につながる講座等の市民満足度	80.6%	2016 年度 数値を上回る
市役所における職員の年次休暇取得日数	12.4 日	15 日

●コラム 男性にとってのワーク・ライフ・バランス

ワーク・ライフ・バランスとは仕事や家庭生活、地域生活など複数の活動のバランスがとれ、その両立が充実している状態をいいます。日本の家事・育児等に参画する男性の割合は依然として低い状況にあり、6歳未満の子どもを持つ夫の家事・育児関連に費やす1日あたりの時間は1時間7分と、他の先進諸国と比較して低い水準にとどまっています。

【夫婦の1日あたりの家事・育児関連時間】



資料：内閣府「ひとりひとりが幸せな社会のために（平成 29 年版）」

重点目標Ⅱ あらゆる場面における男女共同参画の推進

施策方針4 暮らしやすい社会の意識づくり

男女共同参画を推進していくためには、多くの方々を対象に男女共同参画に関する理解を深めるための意識啓発や情報提供を継続的に実施していくことが重要です。広報紙やホームページ等の活用や関係団体等と協働することで、男女共同参画についての啓発や働きかけをしていきます。

主要施策（7） 男女共同参画に関する意識啓発

- 14 男女共同参画に関する講座等の開催
- 15 市民協働による啓発事業の推進
- 16 広報紙（NEW WAVE）による啓発
- 17 市役所における男女共同参画に関する取り組み



主要施策（8） 情報収集と提供の充実

- 18 デュオよこすかの運営
- 19 男女共同参画に関する調査の実施

指 標	現状値（2016年度）	目標値（2020年度）
男女共同参画という言葉の認知度	54.7%	100%
「男は仕事、女は家庭」という考えを否定する人の割合	65.8%	100%

施策方針5 誰も孤立させない社会に向けた支援

女性の悩みは、女性が社会的に置かれる立場と深く関係していることから、様々な困難を抱える女性が孤立化しないよう相談体制の充実に努めます。

また、多様な性を尊重する社会を実現するために、性的マイノリティに対する理解の促進と支援に努めていきます。

主要施策（9） 女性のための相談窓口の充実

- 20 女性のための一般相談の充実

主要施策（10） 多様な性を尊重する社会の実現

- 21 性的マイノリティに対する理解の促進
- 22 性的マイノリティに対する支援

●コラム LGBTとは

- L**（レズビアン）
女性の同性愛者
- G**（ゲイ）
男性の同性愛者
- B**（バイセクシュアル）
両性愛者
- T**（トランスジェンダー）
体の性別と心の性別が異なる人やそのことに違和感を感じている人

性的マイノリティとは、同性が好きな人や自分の性別に違和感を覚える人、または性同一性障害などの方々のことをいいます。アルファベットの頭文字をとり「LGBT」とも呼ばれています。

指 標	現状値（2016年度）	目標値（2020年度）
性的マイノリティまたはLGBTという言葉の認知度	65.8%	100%

施策方針6 家庭・地域・学校における男女共同参画の推進

誰もが安心して子育てや介護をしながら、仕事や地域活動等に参画していくためには、子育てや介護について男女が共に関わっていくという意識を持ち、社会全体で支援していく取り組みが必要です。

そのため、子育て支援や介護相談の支援、及びひとり親への就労支援などに取り組んでいきます。また、災害時における多様なニーズへの配慮や学校での啓発は重要であり、誰もが個々の人権を尊重しあえるよう、これからの時代を担う子どもも含めた取り組みを行います。

主要施策（11） 子育て支援の充実

- 23 妊娠・出産に関する学習機会の提供
- 24 家庭等における子育て支援の充実
- 25 多様な保育サービスの充実
- 26 放課後の子どもの居場所の充実



主要施策（12） 介護の相談支援の充実

- 27 介護に関する相談窓口の充実
- 28 介護者に対する心の支援



主要施策（13） ひとり親家庭への支援の充実

- 29 ひとり親家庭への自立支援の推進
- 30 ひとり親家庭の仲間づくりの推進

主要施策（14） 地域防災における男女共同参画の促進

- 31 自主防災組織への女性の参画促進

主要施策（15） 学校教育における男女共同参画の推進

- 32 男女共同参画に関する学習機会の提供
- 33 教職員に対する意識啓発



指 標	現状値（2016年度）	目標値（2020年度）
保育所等利用待機児童数	19人	0人
町内会活動において「男女が対等に活躍している」と回答する人の割合	47.9%	2016年度 数値を上回る
教育の場において「男女が対等に活躍している」と回答する人の割合	70.2%	2016年度 数値を上回る

重点目標Ⅲ 暴力のない社会づくり

施策方針7 DV等を根絶する環境づくり

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは配偶者や恋人、婚約者、同棲相手など親密な関係にある者が、体力、経済力、社会的信用等のパワー（力）を背景にパートナーに対して様々な暴力をふるうことをいいます。

DV等による人権侵害についての理解を深め、あらゆる場面で暴力は許さないという意識の醸成を図ります。相談窓口の一層の周知に努め、被害者の立場に立った相談・安全確保・自立支援に取り組んでいきます。

主要施策（16） DV等根絶のための予防啓発

- 34 DV防止に関する意識啓発
- 35 DV相談窓口の周知
- 36 セクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進

主要施策（17） DV等被害者への支援

- 37 相談体制の充実
- 38 被害者の安全確保と自立に向けた支援
- 39 関係機関との連携強化



●コラム DVの種類

暴力にはさまざまな種類があります。

- | | | |
|-------------|--|----|
| ● 身体的暴力 | 殴る、蹴る、首を絞める、髪を持って引きずり回す | など |
| ● 心理（精神）的暴力 | 暴言を吐く、大声を出す、無視する、浮気や不貞を疑う | など |
| ● 経済的暴力 | 生活費を渡さない、経済的に自立することを妨げる | など |
| ● 性的暴力 | 性行為を強要する、避妊に協力しない、中絶を強要する | など |
| ● 社会的隔離 | 外出や親族・友人との付き合いを制限する、交友関係を厳しく監視する | など |
| ● その他 | 「暴力をふるわれる方が悪い」と責任転嫁する、「この家の主は俺だ」など男性の特権を振りかざす など | |

発行年月 平成30年（2018年）3月
編集・発行 横須賀市市民部人権・男女共同参画課
〒238-8550 横須賀市小川町11番地
電話 046-822-8228
ファクシ 046-822-4500
E-mail we-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp

このパンフレットは3,000部作成し、1部あたりの印刷経費は39.3円です。